

維持管理計画書

施設1、2 共通

(維持管理に関しては、維持管理の技術上の基準(安定型)による)

維持管理基準	措 置
1. 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	えん堤による流出防止と、覆土によって飛散防止を図る。
2. 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。	必要に応じて覆土を行い、防止する。
3. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備え置くこと。	管理小屋に消火器を備え付ける。
4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよう薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	必要に応じ薬剤散布や覆土を行い、防止する。
5. 囲いはみだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。(閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと)	施設外周に進入防止柵を設置し、出入り口には休止時施錠をし、関係者以外の進入を防止する。
6. 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	既存の表示板に変更内容の通り書き換えをし、それ以後に変更が生じた場合は、速やかに書き換えを行う。
7. 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	定期的な点検を行い、損壊のおそれがある場合又は、損壊箇所が見つかった場合は搬入を停止し、補修を行なう。
8. 埋立地からの浸出液による最終処分場周縁地下水の水質影響の有無を判断するため、2箇所以上から採取すること。 又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	地下水は処理場周縁に2箇所地下水検査用の観測井戸を設置したので1カ年に1回検査を行う。
(1) 埋立処分開始前に地下水検査項目、電気伝導度及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。 ※地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない場合にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンを除く。 (2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ記録すること。 ※埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、測定を要しない。	ダイオキシン類は埋立開始後2年間測定を行なう。

<p>9. 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ※水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。</p>	<p>悪化原因が認められた場合はただちに搬入を停止し、原因の調査を行なう。</p>
<p>10. 埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>数量記録、維持管理チェックリストを廃止まで保存する。</p>
<p>11. 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。</p>	<p>施設内の平らな場所で展開検査を行い、受入れ可能品目以外のものが埋め立てられることのないようにする。 搬入ごみを展開検査場にダンブさせ検査を行なう。</p>
<p>12. 採取設備により採取された浸透水について、地下水等検査項目を1年に1回以上、BODを1月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては、3月に1回）以上水質検査を行い、かつ、記録すること。</p>	<p>浸透水は処分場内に設置する浸透水検査設備より採取した水を検査対象とし、地下水検査項目を1カ年に1回、BODは1カ月に1回行う。</p>
<p>13. 次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 (1) 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果が基準に適合していないとき。 (2) 浸透水に係るBODの水質検査の結果、BODが20mg/lを超えているとき。</p>	<p>基準に適合しない場合は直ちに受け入れを一時中止し、調査を行なう。</p>
<p>14. 埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 上記により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>最終的に100cmの覆土を行い、開口部を完全に閉鎖する。埋立後も定期的に覆いを確認し必要に応じ覆土する。</p>

※いずれも次項のようなチェックシートを利用し確認を行う。